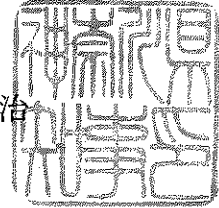


地 福 第 1996 号  
令和 3 年 12 月 16 日

社会福祉法人 中心会  
理 事 長 浦 野 正 男 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に  
規定する要件を満たしていることを証明します。  
本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和 3 年 12 月 28 日 から 令和 8 年 12 月 27 日 まで